

市民トレーニングセンター利用料

(令和 3 年 7 月 1 日施行)

【専用利用】

区 分		2 時間使用	
体育室	アマチュアスポーツに利用 する場合	入場料を徴収しない場合	1,860 円
		入場料を徴収する場合	5,400 円
	その他の催物に利用する場 合	入場料を徴収しな い場合	営利を目的としない場合 9,200 円
		入場料を徴収する 場合	営利を目的とする場合 27,800 円
会議室		520 円	

【個人利用】

区 分	利 用 料 金			
	普通利用 (1 回につき)	回数券利用 (10 枚綴り)	回数券利用 (20 枚綴り)	回数券利用 (30 枚綴り)
中学生以下、高齢者及び障がい者	無 料			
高校生・大学生	120 円	1,000 円	1,900 円	2,700 円
一般	240 円	2,100 円	4,000 円	5,700 円

【暖房料】

基本利用料金：2 時間につき **300 円** (期間：4 月及び 11 月から 3 月)

【利用区分時間帯】

①9:00～11:00 ②11:00～13:00 ③13:00～15:00 ④15:00～17:00 ⑤17:00～19:00 ⑥19:00～21:00

備考

- 1 専用利用とは、10 人以上の者で構成される団体が施設を専用して利用すること、個人利用とは専用利用以外で個人が利用することをいう。
- 2 専用利用を個人利用に優先させる。
- 3 入場料とは、入場料、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず利用者が徴収する金銭及び利用者が発行する入場券その他これに類するものをいう。
- 4 利用者のための準備及び原状に回復する時間は、利用時間を含むものとする。
- 5 利用料金の計算に当たり、1 時間未満は 1 時間とする。
- 6 プロスポーツ等が、土曜日、日曜日又は休日に北見体育センターの第一体育室若しくは第二体育室又は市民トレーニングセンターの体育室（以下「体育室」という。）を専用利用する場合の基本利用料金額は、その他の催物に利用する場合として定める額の 1.2 倍とする。
- 7 体育室の半分を専用利用する場合の基本利用料金の額は、この表に定める額の 2 分の 1 とする。
- 8 中学生以下の者で構成する団体の基本利用料金の額は、この表に定める額の 2 分の 1 とする。
- 9 前 3 項の規定の適用がある場合において、それぞれの規定により算出した額に 10 円未満の端数が生じたときは、それぞれ当該端数を切り捨てるものとする。ただし、これらの規定が重複して適用になる場合については、これらの規定中最後に適用する規定の適用により生じた端数のみを切り捨てるものとする。
- 10 専用利用において暖房を使用する場合は、規則で定める額を徴収する。
- 11 既設の電気設備以外に電気を使用する場合は、その設備等に要する経費（電気料等）を実費として徴収する。
- 12 高齢者とは、70 歳以上をいう。
- 13 障がい者とは、身体障害福祉法第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱第 4 に規定する療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害福祉に関する法律第 45 条第 2 項に規定する精神障害保健福祉手帳の交付を受けている者という。
- 14 回数券は、発行の日から 1 年間有効とする。
- 15 委員会が別に定めるところにより、センターを一般に開放する場合の利用料金は無料とする。